

2015年12月17日

マンション杭打ちデータ改ざん問題についての声明

NPO法人建築ネットワークセンター
理事長 小川 満 世

1 はじめに

NPO法人建築ネットワークセンターは、1996年12月創立以来、『住まいは人権』を活動理念として、マンションの欠陥問題等に取り組んできた。

このたび明らかになった横浜市都筑区のマンションにおける杭打ちデータ改ざん問題は、当NPO法人として、見過ごしにできないことである。

そこで、NPO法人建築ネットワークセンターは、この問題の背景・問題点・対策の提案について、以下のとおり声明を発表する次第である。

2 杭打ちデータ改ざん問題の経過

去る10月14日横浜市都筑区の地上21階建マンション86戸についての旭化成建材による杭打ちのデータ改ざんが明らかとなり、52本の杭のうち6本が支持層に到達していないことが判明した。

杭打ち業界では、「記録・報告用のデータが取得できないときは他の杭のデータを流用すること」が常態化しているとし、そのことについて特に危機意識は感じられない。

この点について、杭打ち業界の認識は、一般社会の常識・感覚と大きなずれがある。

その結果、旭化成建材に限らず、大手杭打ち業者であるジャパンパイルにおいても杭打ちデータ改ざんがなされていることが明らかとなった。

3 杭打ちデータ改ざんの背景

杭打ちデータ改ざんが発生した背景には、ゼネコンを頂点とするピラミッド型の請負の重層構造がある。特に、杭打ち施工会社は、上記ピラミッドの底辺に位置し、杭打ち工事は、建物建設の工程の初期段階にあり、完成後は最終購入者にとって見ることのできない工事である。

そのため、杭打ちの発注に当たって、杭打ち業者は、発注者から請負金額及び工期の面について、厳しい契約内容が強いられることになる。

他方、地盤は、地下の地層は地上と平行しているわけではなく、起伏があることが多いため、杭打ちの箇所によっては、当初の段階で想定した支持層の位置が、実際の支持層の位置と異なることになる。このため、想定どおりに杭を打つと杭が支持層に達しない事態が生じる。この場合、本来であれば、設計変更により再度支持層に達する長さの杭打ちをしなければならないことになるが、そのためには、工期遅延と杭打ち費用の増加が発生することになる。

そこで、杭打ち業者は、地下のことは目に見えないことであり、杭の1本、2本程度が支持層に達してなくても建物の安全性に影響はないと考え、他の杭のデータを流用することにより、杭打ちデータについて形だけ整えて発注者に提出することになる。他方、発注者の方でも、工期優先のため、杭打ちデータ改ざんを知らながらこれを受け入れる素地がある。

4 杭打ちデータ改ざんの問題点

杭打ちデータ改ざんは、単に書類の改ざんにとどまらず、建物の構造上の安全性に重大な問題を生じさせるものである。

現に、横浜市都筑区のマンションでは、建物の傾斜が発生しており、杭が支持層に達していなかったことに起因するものかどうかが問われている。

一般に、改ざんがあるときは、さらに重大な問題が潜んでいると考えて、その問題の所在と原因を糾明すべきものである。

当NPO法人で検討したところ、少なくとも以下の問題点があることが明らかとなった。

- ① 底流には、建築行政において、行政が自らの責務を放棄して、建築確認検査の責務を民間にゆだねたことにある。
- ② 元請がピラミッドの底辺にいたるまでの工事監理責任を果たしていないことにある。
- ③ 杭打ち工事の実態に即した請負契約の内容になっていないことにある。
- ④ 検査機関の検査が適切になされていないことにある。

5 対策の提案

今回の杭打ちデータ改ざん問題については、杭打ちをした本人への処罰や杭打ち業者への制裁などの小手先の対策ではなく、根本的な対策を講じることが求められている。

当NPO法人で検討したところ、以下の対策を講じるよう提案する。

- ① 打ちの請負契約の内容は、a) 仕様と単価に基づく実費精算方式に改定すること、b) 工期を充分保障するものにする。
- ② 元請が杭打ちに際しては、専任の主任技術者（監理技術者）を常時配置を義務づけること。
- ③ 杭打ちについて第三者検査機関の現場検査を義務づけること。
- ④ 杭打ちに関し、住宅瑕疵担保履行法と同じ仕組みの保険制度を創設すること。

【連絡先】 NPO法人建築ネットワークセンター

所在地：〒169-0073

東京都新宿区百人町1-20-3-505

TEL：03-5386-0608

FAX：03-5386-1065